

小国町行財政改革基本方針

小国町

はじめに

基本方針骨子

これまで小国町は、行財政の簡素化や効率化を第 1 に掲げ『スモールイズビューティフル』を基本に総合的なまちづくりを目指してきました。

しかしながら、長引く不況により、町税収入が伸び悩む一方で、主要な財源である地方交付税がさらなる減少に転じたこと、そのことによる経常収支比率の増加などによる財政不安により、小国町を取り巻く財政環境は、日々厳しさを増しています。

また、国の三位一体改革により、地方交付税などが大幅に削減されました。このままの財政運営を続けていけば、大幅な財源不足が予想されています。

よって将来にわたって持続可能な財政基盤を確立するために、思い切った行財政改革に取り組みます。

行財政改革の基本的理念である「権限委譲 自律 公開 簡素 効率」を掲げ「集中改革プラン」と連動し、議会及び町民と連携、協働しながら「行政改革 財政改革 意識改革」を推進します。

平成 17 年 9 月

小国町長
宮崎 暢俊

(1) 小国町の行財政改革の目標について

「健康で安心して住める安全なまちづくり」

健康的で生きがいの持てる社会の実現と住民が安心して住める安全なまちづくりを支える行政体制を充実します。

「将来に大きな負担を残さない財政運営の実現」

直面する財政危機を克服し、将来に大きな財政負担を残さないために安定した財政運営を目指して改革を行います。

(1) 事務事業の見直し

(2) 経営的資源(人材、お金 組織 施設 情報)の見直し

(3) (1)(2)を行う独自の簡素で効率的な行政評価の実施

(4) 計画(P) 実施(D) 評価(C) 見直し(A)

(2) 推進体制(機構改革に伴う)の再編

(1) 行財政改革推進本部の再編

(2) 行財政改革検討委員会の再編

(3) 懇話会の再編

(3) 検討・実施体制

各懸案事項に応じた政策チームの始動(庁舎内検討委員会)

各懸案事項に応じた町民会議の設置(住民とのパートナーシップ)

(4) 推進期間

(第1期) 平成17年度～平成21年度までの概ね5ヶ年間

(5) 第2次小国町行政改革大綱(平成17年9月)

行財政改革基本方針(案)

財政の見通し

(6) 集中改革プランの策定

第 2 次行政改革大綱に基づき具体的な取り組みを集中的に実施するために、次ぎに掲げる事項を中心に平成 17 年度を起点とし、おおむね平成 21 年度までの具体的な取り組みを住民にわかりやすく明示した計画

事務・事業の再編・整理・統合

民間委託などの推進（指定者管理制度の活用を含む）

定員管理の適正化

手当の総点検をはじめとする給与の適正化

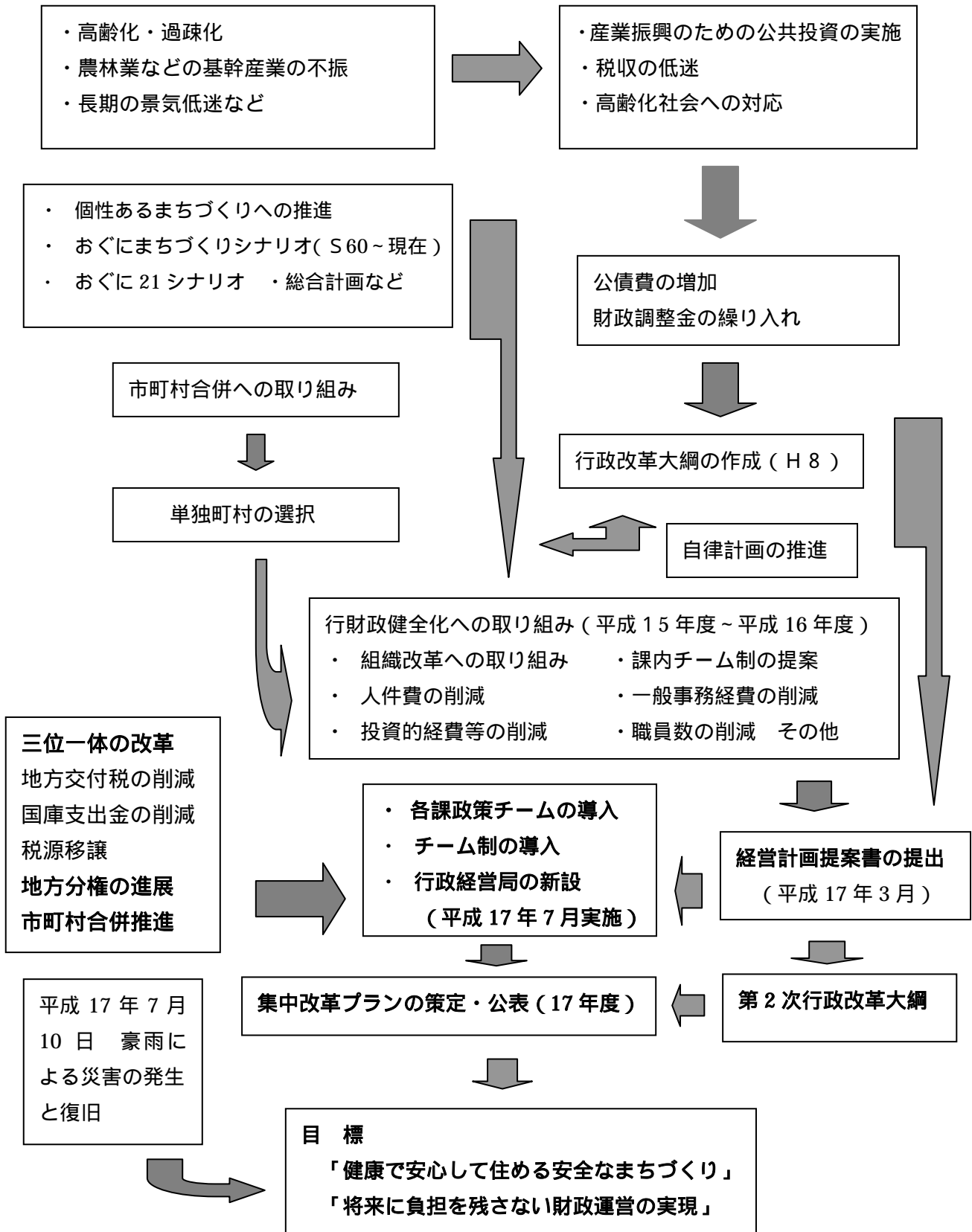
第三セクターの見直し

経費節減等の財政効果

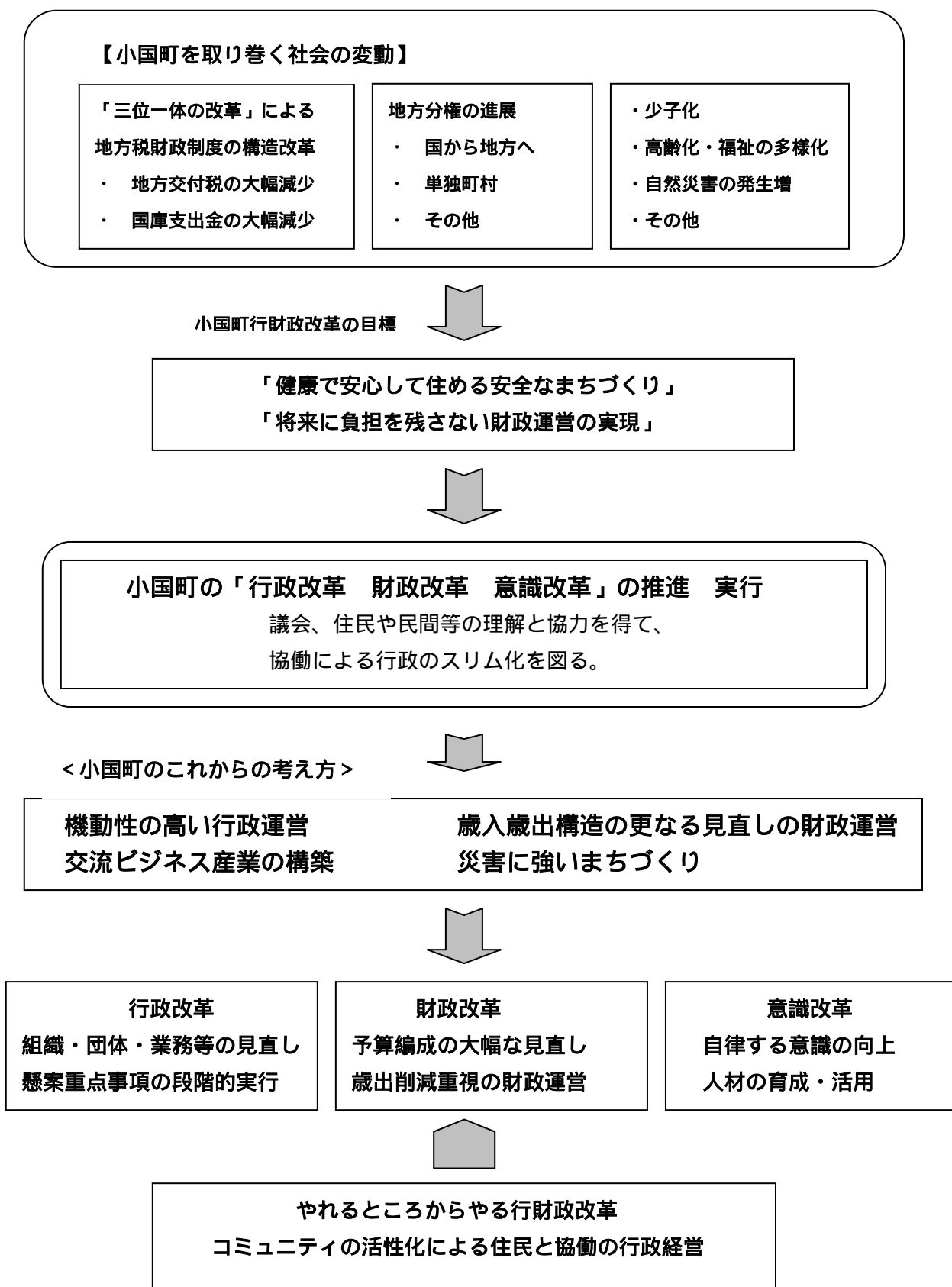
(7) 集中改革プランの公表

平成 17 年度中に実施

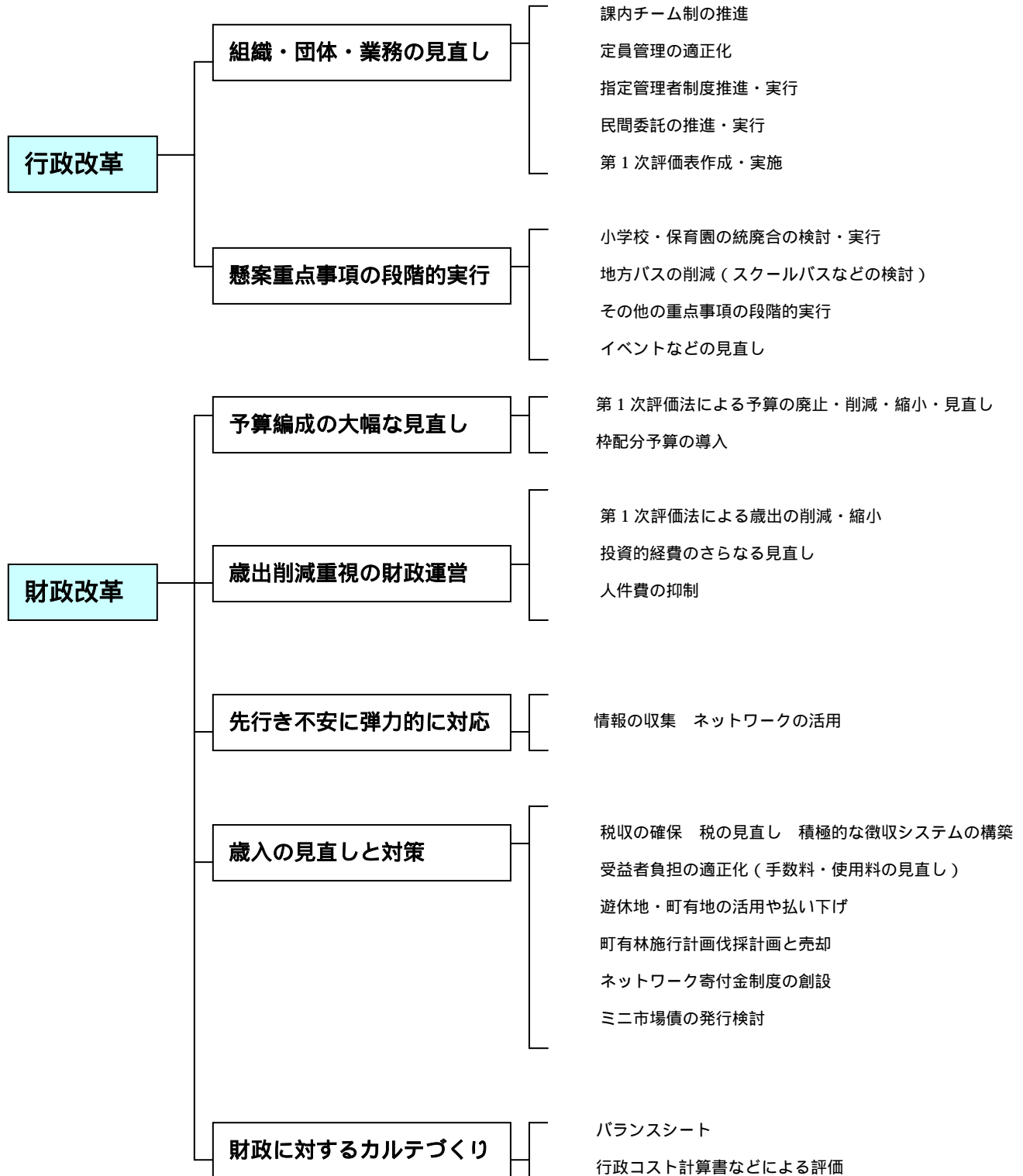
(1) これまでの行財政改革の取り組みなど

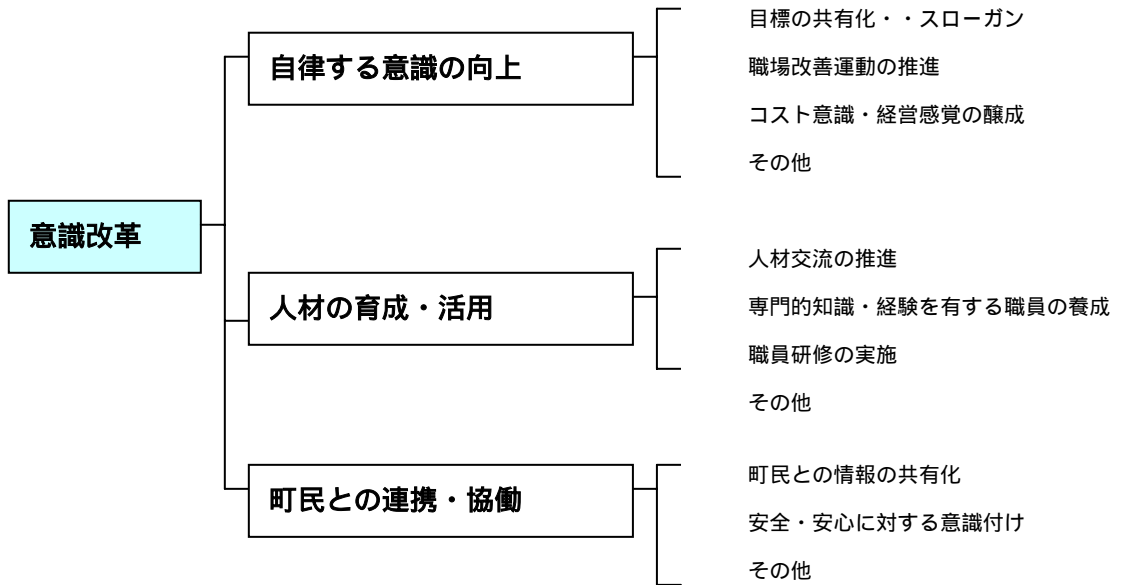


(2) これからの行財政改革の考え方について



< 小国町行財政改革基本方針の体系 >





(3) 改革の方向性

1 - 1 行政改革

最大限の効果が発揮できる簡素で効率的なチーム制の推進 実動
限られた経営資源（人的、財的 施設 情報）を有効・適切に活用
行政の守備範囲の見直し
民間の経営資源の活用

1 - 2 財政改革

数値目標

経常収支比率・・・85%以下の維持

財政調整基金・・・予算総額の10%の確保

財政の安定性の確保・・・経常収支と投資的経費のバランス
機動性の確保・・・・・・・・災害復旧などへの対応
枠配分予算の推進・・・効率的に予算を配分する財政システムの構築
新たな財政基盤への取組み

1 - 3 意識改革

職員の意識や行動の変革の推進
人材育成の推進
町民との連携と協働によるまちづくりの推進